

入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び聖籠町財務規則（平成3年規則第3号）第153条及び154条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

聖籠町長 西 脇 道 夫

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 業務委託名 | 聖籠町小学校水泳授業送迎業務委託 |
| (2) 履行場所 | 聖籠町立小学校 |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和8年3月15日まで |

2 入札参加資格要件

(1) 各種法令等による制限
① 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと。
② 聖籠町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中にないこと。
③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てが成されていない者であること。
(2) 登録営業品目
① 令和7・8年度聖籠町物品・役務等入札参加資格者名簿に登載されているもの。
(3) 地域要件
① 公告日現在、聖籠町内に主たる営業所又は従たる営業所、若しくは新潟市、新発田市、阿賀野市及び胎内市の区域内に主たる営業所を有すること。
(4) 実績要件
① 要しない。
(5) その他の要件
① 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

3 入札に関する事項

- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 入札執行時点において、2に掲げる入札参加資格要件を失った場合は、入札に参加できない。
- 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者を審査した結果、失格となった場合は次順位の者を新たな落札候補者とする。（順次適用）
- 再入札は2回を限度とし、初度の入札及び第1回の再入札において無効入札をした者は再入札に加わることができない。
- 最低制限価格を設定「する」案件については、最低制限価格未満の入札者は、再入札に参加できない。

(6) 2回の再入札の結果、落札候補者が不在の場合において、最低価格の入札金額と入札書比較予定価格の差異が10%を超えないときは、聖籠町財務規則に基づき、最低価格で入札した者と随意契約の手続きに入るものとする。これについては、2回を限度に見積書を提出してもらい、落札候補者となるべき価格となった場合に随意契約を行う。なお、随意契約の手続きは辞退することができる。

(7) 落札候補者は、翌日（休日は除く。）までに、次の書類を提出すること。
ただし、「2入札参加資格要件」で(4)又は(5)で要件の設定が無い場合は、下記の書類の提出は不要とする。

- ① 「入札参加資格審査書類の提出について」（別記様式第4号）
 - ② 「2入札参加資格要件」(4)又は(5)で設定する要件の確認ができる書類
((4)の書類には「同種・類似工事等実績調書」（別記様式第2号）を添付)
 - ③ 内訳書（任意様式。応札額の内訳がわかるもの）
- | | |
|----------------|-------------------------|
| (8) 入札保証金 | 免除 |
| (9) 契約保証金 | 免除 |
| (10) 予定価格 | 公表しない |
| (11) 最低制限価格の設定 | しない |
| (12) 前金払 | する（契約金額が300万円未満の場合はしない） |
| (13) 部分払 | する |
- (14) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。ただし単価契約の場合は端数処理はしないものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (15) その他
本入札は、公告記載事項のほか、聖籠町財務規則及び聖籠町制限付一般競争入札試行要綱に基づき実施する。

4 入札参加申込に必要なもの

- (1) 一般競争入札参加申請書の原本及び写し各1部（別記様式第1号）
（総合政策課で受付印を押したものを、確認のため入札当日持参すること。）

5 入札日時 令和7年4月24日 午前10時20分から

6 入札場所 聖籠町役場 3階 第3会議室

7 申込み締切り 令和7年4月23日 正午まで

8 設計図書に関する質問及びその回答

(1) 質問方法 町ホームページからダウンロードした質問書に、質問事項を記載し、書面をメールに添付して送信、受付場所に持参、郵送又はファクシミリにより送信等する方法による。（質問書には、公告番号・業務委託名・入札日時等を記載すること。）

(2) 質問締切 令和7年4月21日 正午まで

(3) 受付場所 〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4
聖籠町役場 2階 総合政策課 FAX 0254-27-2119
E-mail:sousei@town.seiro.niigata.jp

(4) 回答 受け付けた質問と回答は、令和7年4月22日正午までに聖籠町役場3階 供覧場所 及び 聖籠町ホームページに公表する。

9 設計図書の閲覧場所及び入札参加申請書提出先

閲覧場所 聖籠町役場 3階 供覧場所 及び 聖籠町ホームページ
入札参加申請書提出先 聖籠町役場 2階 総合政策課
入札に関するお問い合わせ先 上記 電話0254-27-2111（内線262）